

「運輸安全マネジメントカレンダー」作成にあたって

輸送の安全性を確保することは、トラック運送事業者の責務であります。平成18年10月、運輸安全マネジメントの導入に伴い、道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律が施行されました。また、現在においてはすべての運送事業者は、経営トップから現場の従業員に至るまで輸送の安全が最も重要であることを自覚し、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努める必要があります。

さらに、「事業用自動車総合安全プラン2025」が公表され、飲酒運転等悪質な法令違反を根絶するなど重大事故を減少させ、事業用自動車による抜本的な事故防止対策が必要とされております。

「安全」は与えられるものではなく、一人ひとりの取組により獲得するものであり、この「運輸安全マネジメントカレンダー」の活用により、経営者・運行管理者から運転者に対して、日々の点呼を通じて的確で具体的な指導アドバイスを積み重ねていただき、加えて、月々および年末の安全に関する取組をP(計画)D(実施)C(評価)A(改善)サイクルを活用して、常に安全の見直しにご活用いただければ幸いです。

「運輸安全マネジメントカレンダー」の活用方法

会社の安全方針と年間安全目標は、標準的な方針目標を記載しておりますが、独自の方針目標がある場合は自ら別途記載してください。

日々の標語は、点呼時に運転者に対するワンポイントアドバイスとして活用してください。

【月間】P(計画)D(実施)C(評価)A(改善)サイクルの活用方法【毎月末実施】

1. P(計画)：安全・運行・健康管理に関する月間重点項目は記載済み。
2. D(実施)：月間重点項目や安全運転の目標に関して「具体的な取組項目」を記載。
3. C(評価)：「具体的な取組目標に対して、「うまくいった要因」「うまくいかなかった要因」を記載。
4. A(改善)：両方の要因に対して、「今月の反省点」「次月の計画に向かっての改善点」を記載。

【年間】P(計画)D(実施)C(評価)A(改善)サイクルの活用方法【年末12月終了時に実施】

1. P(計画)：会社の安全方針を記載。
2. D(実施)：安全方針に基づく目標を記載。
3. C(評価)：年末12月終了時に「経営者」「運行管理者」「運転者」等にチェックシートにより年間総括実施。
4. A(改善)：「今年の反省点」「来年の方針・年間目標への改善点」へ反映。

この「運輸安全マネジメントカレンダー」に使用しております標語等は、全日本交通安全協会・毎日新聞社・陸上貨物運送事業労働災害防止協会が毎年公募され、入賞した作品を京都府トラック協会が特に許可を得て使用しております。

この「運輸安全マネジメントカレンダー」で使用しております標語等の転載ならびに引用を禁止します。

※法改正にともない、祝日・休日の変更になる場合があります。



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

京都府トラック協会は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています



一般社団法人
京都府トラック協会

2023年

トラック運送事業者必携
運輸安全マネジメントカレンダー